



稲城市告示第77号

令和8年第2回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和8年6月5日

稲城市長 高橋勝



記

- 1 期日 令和8年6月12日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和8年第2回稲城市議会定例会 議案目録

<条 例>

- 第27号議案 稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 稲城市防災会議条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 第31号議案 稲城市市税条例の一部を改正する条例

<補正予算>

- 第32号議案 令和8年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）
- 第33号議案 令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

<そ の 他>

- 第34号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第35号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第36号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第37号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第38号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第39号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第40号議案 稲城市農業委員会委員の任命について

- 第41号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第42号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第43号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第44号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第45号議案 稲城市農業委員会委員の任命について
- 第46号議案 土地の取得について（多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1）
- 第47号議案 消防緊急通信指令設備の買入れについて
- 第48号議案 高規格救急自動車の買入れについて
- 第49号議案 稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約の変更について
- 第50号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）
- 第51号議案 専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）
- 第52号議案 稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業地内・1路線）
- 第53号議案 稲城市道路線の廃止について

< 報 告 >

- 第1号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度東京都稲城市一般会計予算）
- 第2号報告 繰越明許費繰越計算書について（令和7年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計予算）

第 3号報告 稲城市土地開発公社の経営状況について

第 4号報告 公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団の経営状況について

第27号議案

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

難病患者福祉手当の支給に関する事務に内部利用することができる特定個人情報を追加することに伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2の35の項中

生活保護関係情報であって規則で定めるもの

を

障害者関係情報であって規則で定めるもの
障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの
老人福祉関係情報であって規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの
生活保護関係情報であって規則で定めるもの

に改める。

付 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第27号	担当課	企画部 I C T 推進課、福祉部障害福祉課
件名	稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、難病患者福祉手当の支給に関する事務に内部利用することができる特定個人情報を追加することに伴い、稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例（平成27年稲城市条例第21号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <p>○ 別表第2（第4条関係） 難病患者福祉手当の支給に関する事務に、内部利用することができる特定個人情報として、障害者関係情報、障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報、地方税関係情報、老人福祉関係情報、介護保険給付等関係情報及び療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるものを追加します。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、令和8年10月1日から施行します。</p>			

稲城市個人番号及び特定個人情報の利用に関する条例の新旧対照表

新			旧		
			(稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例の一部を改正する条例(令和8年稲城市条例第8号)による改正後)		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1～34 ……(略)			1～34 ……(略)		
35 市長	稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>	35 市長	稲城市難病患者福祉手当の支給に関する条例による難病患者福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
		<u>障害福祉サービス・支援施設入所等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>老人福祉関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>療養介護・施設入所支援関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>			
		……(略)			生活保護関係情報であって規則で定めるもの
36～41 ……(略)			36～41 ……(略)		

第28号議案

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）による出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の改正により、個人番号カードの機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書が創設されたことに伴い、稲城市印鑑条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条の2中「以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。））」を、「当該個人番号カード」の次に「、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」を加える。

第20条第1項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第28号	担当課	市民部市民課
件名	稲城市印鑑条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号）による出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）の改正により、個人番号カードの機能を有する特定在留カード及び特定特別永住者証明書が創設されたことに伴い、稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <ul style="list-style-type: none">○ 第19条の2（印鑑登録証明の申請の特例）<p>特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示して自ら印鑑登録証明を申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しないことを追加します。</p>○ 第20条（多機能端末機による印鑑登録証明の手続）<p>多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を利用する方法を追加します。</p> 【施行期日】 <p>この条例は、公布の日から施行します。</p>			

稲城市印鑑条例の新旧対照表

新	旧
<p>(印鑑登録証明の申請の特例)</p> <p>第19条の2 第18条及び前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）<u>、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）</u>の交付を受けている印鑑登録者は、当該個人番号カード<u>、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を</u>提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の手続)</p> <p>第20条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 ……（略）</p>	<p>(印鑑登録証明の申請の特例)</p> <p>第19条の2 第18条及び前条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の交付を受けている印鑑登録者は、当該個人番号カードを提示して自ら申請する場合は、印鑑登録証の提示を要しない。</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明の手続)</p> <p>第20条 第18条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、<u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）</u>又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用して、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 ……（略）</p>

第29号議案

稲城市防災会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

防災に関する体制の充実及び強化を図るため、稲城市防災会議条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市防災会議条例の一部を改正する条例

稲城市防災会議条例（昭和38年稲城市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「18人以内」を「20人以内」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市防災会議条例第3条第6項の規定により新たに任命する委員の任期については、同条第7項の規定にかかわらず、令和9年6月30日までとする。

議案概要説明書

議案番号	第29号	担当課	消防本部防災課
件名	稲城市防災会議条例の一部を改正する条例		
【概要】 <p>本案は、防災に関する体制の充実及び強化を図るため、稲城市防災会議条例（昭和38年稲城市条例第101号。以下「条例」という。）の一部を改正するものです。</p> 【改正内容】 <p>○ 第3条（会長及び委員） 稲城市防災会議の委員について、条例で規定する分野の者のほか、より幅広い分野の者からの意見を取り入れるため、委員の総数を現行の18人以内から20人以内に増員するものです。</p> 【施行期日等】 <p>この条例は、公布の日から施行します。また、付則において、経過措置について規定します。</p>			

稲城市防災会議条例の新旧対照表

新	旧
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 …… (略)</p> <p>2～5 …… (略)</p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>20人以内</u>とする。</p> <p>7・8 …… (略)</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 …… (略)</p> <p>2～5 …… (略)</p> <p>6 前項の委員の総数は、<u>18人以内</u>とする。</p> <p>7・8 …… (略)</p>

第30号議案

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年稲城市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案概要説明書

議案番号	第30号	担当課	総務部人事課
件名	稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和4年稲城市条例第10号）の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○ 第2条（損害賠償責任の一部免責）</p> <p>地方自治法施行令の改正に伴い、引用条項を整理します。</p> <p>【施行期日】</p> <p>この条例は、令和8年9月24日から施行します。</p>			

稲城市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の新旧対照表

新	旧
<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p>	<p>(損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 市長等は、当該市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当該市長等の損害賠償責任のうち、当該損害賠償責任を負う額から、基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額については、これを賠償する責任を免れるものとする。</p> <p>(1)～(4) …… (略)</p>

第31号議案

稲城市市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例の一部を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出」を「同条第1項の規定による申告書を提出」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第9条の2中「法附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第10条の2第3項から第6項までの規定中「2分の1」を「3分の1」に改め、同条第7項中「14分の11」を「2分の1」に改め、同条第8項及び第9項中「12分の7」を「2分の1」に改め、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに付則第6条の改正規定及び付則第7条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び付則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定、付則第9条の2の改正規定及び付則第17条の2の改正規定並びに次条第3項の規定 令和10年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の稲城市市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を

含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条例付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 付則第1条第2号に掲げる規定による改正後の稲城市市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第31号	担当課	市民部課税課
件名	稲城市市税条例の一部を改正する条例		
<p>【概要】</p> <p>本案は、地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を改正するものです。</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第34条の7（寄附金税額控除）、付則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）及び付則第9条の2 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設による地方税法の改正に伴い、規定を整備します。（令和10年1月1日施行） ○ 第36条の2（市民税の申告）、第36条の3の2（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）及び第36条の3の3（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直しに伴い、規定を整備します。（令和9年1月1日施行） ○ 第63条（固定資産税の免税点） 固定資産税の免税点について、同一の者が所有する家屋の課税標準額の合計を現行20万円から30万円に引き上げます。また、同一の者が所有する償却資産の課税標準額の合計を現行150万円から180万円に引き上げます。（令和9年4月1日施行） ○ 付則第6条（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例） 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期限を延長します。（令和9年1月1日施行） ○ 付則第7条の3（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の適用期限を延長するとともに、規定を整備します。（令和9年1月1日施行） ○ 付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 			

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となっている再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例について、市で定めることができる特例割合の範囲が見直されたことに伴い、当該特例割合を改正します。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に規定する特別特定建築物が固定資産税及び都市計画税の減額措置の対象として追加されたことに伴い、特例割合の適用について、次のとおり設定します。（公布の日施行）

(1) 特例対象資産

特別特定建築物に該当する家屋のうち、政府の補助を受けてバリアフリー法に規定する建築物移動等円滑化基準又は建築物移動等円滑化誘導基準に適合する改修工事を行った一定のもの

(2) 特例適用期間

当該改修工事を完了した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から2年度分

(3) 特例割合 3分の1

○ 付則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合に、当該土地等が地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域又は浸水被害防止区域内に存するときには、特例措置が適用できないこととなったことに伴い、規定を整備します。（令和10年1月1日施行）

【経過措置】

付則において、経過措置について規定します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 …… (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 …… (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第11項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において、給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>

2～9 …… (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る。)の氏名

(3)・(4) …… (略)

2～4 …… (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

2～9 …… (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) …… (略)

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) …… (略)

2～4 …… (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 …… (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であつ

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が90万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法

て、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者

第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 …… (略)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの

が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 …… (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの

各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第18条の2第1項、付則第18条の2の2第1項又は付則第18条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割

各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第18条の2第1項、付則第18条の2の2第1項又は付則第18条の3第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割

合は、3分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10～14 …… (略)

15 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 …… (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 …… (略)

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅

合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

10～14 …… (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 …… (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 …… (略)

地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第32号議案

令和 8 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東京都稲城市一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 203,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 47,964,729千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 12 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		8,137,803	△827	8,136,976
	2 国庫補助金	964,864	△827	964,037
17 都支出金		9,232,514	103,834	9,336,348
	2 都補助金	6,420,071	103,645	6,523,716
	3 委託金	221,816	189	222,005
21 繰越金		300,000	18,222	318,222
	1 繰越金	300,000	18,222	318,222
23 市債		2,062,600	82,500	2,145,100
	1 市債	2,062,600	82,500	2,145,100
歳入合計		47,761,000	203,729	47,964,729

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		300,295	455	300,750
	1 議会費	300,295	455	300,750
2 総務費		4,666,077	10,523	4,676,600
	1 総務管理費	3,812,965	9,432	3,822,397
	2 徴税費	454,920	318	455,238
	3 戸籍住民基本台帳費	311,288	455	311,743
	4 選挙費	49,302	159	49,461
	6 監査委員費	33,154	159	33,313
3 民生費		21,543,392	44,647	21,588,039
	1 社会福祉費	6,515,239	41,863	6,557,102
	2 児童福祉費	12,441,100	2,784	12,443,884
4 衛生費		4,390,945	569	4,391,514
	1 保健衛生費	2,000,822	569	2,001,391
6 農林費		107,253	159	107,412
	1 農業費	107,253	159	107,412
7 商工費		268,939	159	269,098
	1 商工費	268,939	159	269,098
8 土木費		6,376,257	84,437	6,460,694
	1 土木管理費	637,876	477	638,353

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 道路橋梁費	2,347,661	82,960	2,430,621
	4 都市計画費	3,282,618	1,000	3,283,618
9 消防費		1,583,434	1,223	1,584,657
	1 消防費	1,583,434	1,223	1,584,657
10 教育費		6,617,215	61,557	6,678,772
	1 教育総務費	594,307	4,467	598,774
	2 小学校費	2,037,917	26,901	2,064,818
	5 社会教育費	1,431,483	477	1,431,960
	6 保健体育費	1,818,867	29,712	1,848,579
歳出	合計	47,761,000	203,729	47,964,729

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	令和9年度	4,932
稲城第三小学校校舎建替工事	令和9年度から 令和10年度まで	179,607

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財務会計システム改修事業債	1,700	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	借入れのときから据置期間を 含め25年以内に償還する。た だし、財政その他の都合によ り、据置期間及び償還年限を 短縮し、若しくは繰上償還し、 又は低利に借り換えることが できる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(仮称)第三小学校学童クラブ建設事業債	9,200	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。	10,400	証書借入 又は 証券発行	4.5% 以内	借入れのとき から据置期間 を含め25年以 内に償還する。 ただし、財政 その他の都合 により、据置 期間及び償還 年限を短縮し、 若しくは繰上 償還し、又は 低利に借り換 えることがで きる。
市道整備等事業債	408,200		445,500					
第三小学校校舎建替事業債	760,700		803,000					

歲入歲出予算事項別明細書

歳入

第16款 国庫支出金 (補正額 △827 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
2	国庫補助金		964,864	△827	964,037		
	2 教育費国庫補助金		211,025	△827	210,198		
						1 小学校費補助金	△827
	計		8,137,803	△827	8,136,976		

説 明		
(学務課)		△827
特別支援学級就学奨励費補助金 (1/2)		△827

第16款 国庫支出金

第17款 都支出金 (補正額 103,834 千円)

(単位: 千円)

項	科 目		補正前の額	補正額	計	節	
	目					区 分	金 額
2	都補助金		6,420,071	103,645	6,523,716		
	1 総務費都補助金		1,794,332	1,215	1,795,547		
						2 市町村総合 交 付 金	1,215
	2 民生費都補助金		2,991,585	30,625	3,022,210		
						1 社会福祉費 補 助 金	30,625
	6 土木費都補助金		661,509	41,480	702,989		
						1 土木費補助金	41,480
	7 教育費都補助金		783,457	30,325	813,782		
						6 教育総務費 補 助 金	30,325
3	委託金		221,816	189	222,005		
	5 教育費委託金		7,097	189	7,286		

説 明		
(財政課)		1,215
市町村総合交付金		1,215
(生活福祉課)		30,625
エアコン設置緊急支援事業補助金 (3/4・10/10)		30,625
(土木課)		41,480
地域福祉推進事業補助金 (1/2)		41,480
(学務課)		27,932
東京都公立学校給食費負担軽減補助金 (1/2・10/10)		27,932
(教育企画課)		2,393
笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金 (10/10)		2,393

第17款 都支出金

(単位：千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
3	(5 教育費委託金)				1 教育総務費委託金	189
	計	9,232,514	103,834	9,336,348		

説 明		
(教育企画課)		189
幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校事業委託金(10/10)		189

第17款 都 支 出 金

第21款 繰越金 (補正額 18,222 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	繰越金	300,000	18,222	318,222		
	1 繰越金	300,000	18,222	318,222		
					1 繰越金	18,222
	計	300,000	18,222	318,222		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		18,222
繰越金		18,222

第21款 繰 越 金

第23款 市 債 (補正額 82,500 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	市 債	2,062,600	82,500	2,145,100		
	1 総務債	31,300	1,700	33,000		
					1 総務管理債	1,700
	2 民生債	9,200	1,200	10,400		
					1 学童クラブ債	1,200
	3 土木債	953,200	37,300	990,500		
					1 土木事業債	37,300
	5 教育債	881,700	42,300	924,000		

(単位：千円)

説 明		
(財政課)		1,700
財務会計システム改修事業債		1,700
(財政課)		1,200
(仮称)第三小学校学童クラブ建設事業債		1,200
(財政課)		37,300
市道整備等事業債		37,300

第23款 市 債

(単位：千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
	目				区 分	金 額
1	(5 教 育 債)				1 小 学 校 債	42,300
	計	2,062,600	82,500	2,145,100		

説 明	
(財政課)	42,300
第三小学校校舎建替事業債	42,300

第23款 市

債

第2款 総務費 (補正額 10,523 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	総務管理費	3,812,965	9,432	3,822,397	0	0	1,700	0	7,732
	1 一般管理費	2,595,777	7,452	2,603,229	0	0	0	0	7,452
					0	0	0	0	6,933
					0	0	0	0	519
	9 電算管理費	965,850	1,980	967,830	0	0	1,700	0	280
					0	0	1,700	0	280
2	徴 税 費	454,920	318	455,238	0	0	0	0	318
	1 税務総務費	308,668	318	308,986	0	0	0	0	318
					0	0	0	0	318
3	戸籍住民基本台帳費	311,288	455	311,743	0	0	0	0	455
	1 戸籍住民基本台帳費	311,288	455	311,743	0	0	0	0	455
					0	0	0	0	455
4	選 挙 費	49,302	159	49,461	0	0	0	0	159
	1 選挙管理委員会費	35,003	159	35,162	0	0	0	0	159

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
3 職 員 手 当	7,452	1 人件費 (人事課)	6,933
		3 職員手当	6,933
		地域手当	957
		管理職手当	5,976
		13 再任用職員関係費 (人事課)	519
		3 職員手当	519
		地域手当	72
		管理職手当	447
12 委 託 料	1,980	1 電算管理運営費 (ICT推進課)	1,980
		12 委託料	1,980
		システム開発委託	1,980
3 職 員 手 当	318	1 人件費 (人事課)	318
		3 職員手当	318
		地域手当	44
		管理職手当	274
3 職 員 手 当	455	1 人件費 (人事課)	455
		3 職員手当	455
		地域手当	63
		管理職手当	392

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
4	1 選挙管理 委員会費				0	0	0	0	159
6	監査委員費	33,154	159	33,313	0	0	0	0	159
	1 監査委員費	33,154	159	33,313	0	0	0	0	159
					0	0	0	0	159
	計	4,666,077	10,523	4,676,600	0	0	1,700	0	8,823

節		区 分	金 額	説 明	
3	職員手当		159	1 人件費（人事課）	159
				3 職員手当	159
				地域手当	22
				管理職手当	137
3	職員手当		159	1 人件費（人事課）	159
				3 職員手当	159
				地域手当	22
				管理職手当	137
第2款 総 務 費					

第3款 民生費 (補正額 44,647 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	社 会 福 祉 費	6,515,239	41,863	6,557,102	0	30,625	0	0	11,238
	1 社会福祉総務費	472,105	40,835	512,940	0	30,625	0	0	10,210
					0	30,625	0	0	10,210
	7 後期高齢者 事業費	1,178,221	1,028	1,179,249	0	0	0	0	1,028
					0	0	0	0	1,028
2	児 童 福 祉 費	12,441,100	2,784	12,443,884	0	0	1,200	0	1,584
	1 児童福祉総務費	511,276	1,238	512,514	0	0	0	0	1,238
					0	0	0	0	1,238
	5 学童クラブ費	586,943	1,546	588,489	0	0	1,200	0	346
					0	0	1,200	0	346
	計	21,543,392	44,647	21,588,039	0	30,625	1,200	0	12,822

区 分	金 額	説 明	
		節	明
11	95	9	生活困窮者自立相談支援等事業 (生活福祉課)
		11	11 役務費
			手数料
			支払金口座振替等手数料
			通信運搬費
			郵便料等
			12 委託料
			職員派遣委託
			18 負担金補助及び交付金
			エアコン設置緊急支援事業補助金
27	1,028	2	後期高齢者医療特別会計繰出金 (保険年金課)
		27	27 繰出金
			事務費繰出金
3	1,238	1	人件費 (人事課)
		3	3 職員手当
			地域手当
			管理職手当
14	1,546	2	学童クラブ整備事業 (建築保全課)
		14	14 工事請負費
			(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事

第8款 土木費 (補正額 84,437 千円)

(単位: 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	土 木 管 理 費	637,876	477	638,353	0	0	0	0	477
	1 土木総務費	372,412	477	372,889	0	0	0	0	477
					0	0	0	0	477
2	道 路 橋 梁 費	2,347,661	82,960	2,430,621	0	41,480	37,300	0	4,180
	1 道路新設改良費	1,790,970	82,960	1,873,930	0	41,480	37,300	0	4,180
					0	41,480	37,300	0	4,180
4	都 市 計 画 費	3,282,618	1,000	3,283,618	0	0	0	0	1,000
	1 都市計画総務費	179,558	1,000	180,558	0	0	0	0	1,000
					0	0	0	0	1,000
	計	6,376,257	84,437	6,460,694	0	41,480	37,300	0	5,657

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
3 職 員 手 当	477	1 人件費 (人事課)	477
		3 職員手当	477
		地域手当	66
		管理職手当	411
12 委 託 料	5,076	1 道路改修整備事業 (土木課)	82,960
		12 委託料	5,076
14 工 事 請 負 費	77,884	稲城駅南口駅前広場上屋設置工事監理委託	5,076
		14 工事請負費	77,884
		稲城駅南口駅前広場改良工事	
3 職 員 手 当	1,000	1 人件費 (人事課)	1,000
		3 職員手当	1,000
		地域手当	138
		管理職手当	862

第10款 教育費（補正額 61,557 千円）

（単位：千円）

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1	教育総務費	594,307	4,467	598,774	0	2,582	0	0	1,885
	2 事務局費	306,930	1,885	308,815	0	0	0	0	1,885
					0	0	0	0	1,885
	3 教育指導費	282,797	2,582	285,379	0	2,582	0	0	0
					0	189	0	0	0
					0	2,393	0	0	0
2	小学校費	2,037,917	26,901	2,064,818	△827	0	42,300	0	△14,572
	1 学校管理費	1,707,699	56,454	1,764,153	0	0	42,300	0	14,154
					0	0	42,300	0	14,154
	2 教育振興費	216,924	△26,245	190,679	0	0	0	0	△26,245
					0	0	0	0	△26,245
	3 特別支援学級費	11,335	△3,308	8,027	△827	0	0	0	△2,481
					△827	0	0	0	△2,481

区 分	金 額	説 明	
		内 容	金 額
3 職員手当	1,885	1 人件費（人事課）	1,885
		3 職員手当	1,885
		地域手当	260
		管理職手当	1,625
7 報 償 費	569	3 教育研究・研修に関する経費（教育企画課）	189
		7 報償費	189
10 需 用 費	363	幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校事業講師謝礼	189
1 消 耗 品 費	363	4 教育指導行事に関する経費（教育企画課）	2,393
12 委 託 料	1,650	7 報償費	380
		笑顔と学びの体験活動プロジェクト講師謝礼	380
		10 需用費	363
		①消耗品費	363
		事業用	363
		12 委託料	1,650
		笑顔と学びの体験活動プロジェクト委託	1,650
14 工 事 請 負 費	56,454	1 小学校管理運営費（建築保全課）	56,454
		14 工事請負費	56,454
		第三小学校校舎建替工事	
19 扶 助 費	△26,245	2 小学校要保護・準要保護児童就学援助費（学務課）	△26,245
		19 扶助費	△26,245
		学校給食費・学用品費等	△26,245
19 扶 助 費	△3,308	1 小学校特別支援学級費（学務課）	△3,308
		19 扶助費	△3,308
		学校給食費・学用品費等	△3,308

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般財源
					特 定 財 源				
					国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5	社 会 教 育 費	1,431,483	477	1,431,960	0	0	0	0	477
	1 社会教育総務費	330,024	477	330,501	0	0	0	0	477
					0	0	0	0	477
6	保 健 体 育 費	1,818,867	29,712	1,848,579	0	29,147	0	0	565
	3 学校給食費	1,534,625	29,712	1,564,337	0	29,147	0	0	565
					0	0	0	0	159
					0	29,147	0	0	406
	計	6,617,215	61,557	6,678,772	△827	31,729	42,300	0	△11,645

節		説 明
区 分	金 額	
3 職 員 手 当	477	1 人件費（人事課） 3 職員手当 地域手当 管理職手当
		477 477 66 411
3 職 員 手 当	159	1 人件費（人事課） 3 職員手当
18 負担金補助及び 交 付 金	29,553	地域手当 管理職手当
		159 159 22 137
		2 管理運営費（学務課） 18負担金補助及び交付金 稲城市学校給食費保護者負担分補助金
		29,553 29,553 29,553

給 与 費 明 細 書

一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	[201] (12) 535	511,381	2,239,731	2,091,174	4,842,286	949,326	5,791,612	
補 正 前	[201] (12) 535	511,381	2,239,731	2,074,830	4,825,942	949,326	5,775,268	
比 較	[0] (0) 0	0	0	16,344	16,344	0	16,344	

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	管 理 職 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	宿 日 直 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	住 居 手 当	児 童 手 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	休 日 勤 務 手 当	義 務 教 育 等 教 員 特 別 手 当
		補 正 後		58,498	380,241	74,413	48,910	6,584	155,293	3,900	0	1,250,081	12,600	49,470	0
補 正 前		58,498	377,983	60,327	48,910	6,584	155,293	3,900	0	1,250,081	12,600	49,470	0	51,000	184
比 較		0	2,258	14,086	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

備考 職員数について、()内は再任用職員数、[]内は第1種会計年度任用職員数です。
 なお、再任用職員数、第1種会計年度任用職員数は外数であり、本表の職員数には含まれません。

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

(単位 千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別	内 訳	説 明	備 考
報 酬	0		0		
給 料	0		0		
職 員 手 当	16,344	管理職手当の増額に伴う増分	16,344	管理職手当増加による増分 14,086 管理職手当増加による地域手当の増分 2,258	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の追加

(追加)

(単位 千円)

事 項	主 管 課	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国・都支出金	地 方 債	そ の 他	
(仮称) 第三小学校学童クラブ建設工事	建築保全課	4,932			令和9年度	4,932		3,900		1,032
稲城第三小学校校舎建替工事	建築保全課	179,607			令和9年度から 令和10年度まで	179,607		134,700		44,907

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中 増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	11,950,573	12,977,873	2,062,600	936,314	14,104,159
補正額			82,500		82,500
計	11,950,573	12,977,873	2,145,100	936,314	14,186,659
(1) 総務債					
補正前	432,859	413,123	31,300	37,546	406,877
補正額			1,700		1,700
計	432,859	413,123	33,000	37,546	408,577
(2) 民生債					
補正前	178,237	224,692	9,200	12,576	221,316
補正額			1,200		1,200
計	178,237	224,692	10,400	12,576	222,516
(6) 土木債					
補正前	2,763,574	3,283,919	953,200	203,031	4,034,088
補正額			37,300		37,300
計	2,763,574	3,283,919	990,500	203,031	4,071,388
(8) 教育債					
補正前	7,794,420	8,085,152	881,700	607,164	8,359,688
補正額			42,300		42,300
計	7,794,420	8,085,152	924,000	607,164	8,401,988
合 計					
補正前	18,519,939	18,763,640	2,062,600	1,664,858	19,161,382
補正額			82,500		82,500
計	18,519,939	18,763,640	2,145,100	1,664,858	19,243,882

議案概要説明書

議案番号	第32号	担当課	企画部財政課						
件名	令和8年度東京都稲城市一般会計補正予算（第1号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">47,761,000</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">203,729</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">47,964,729</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正の主なものは、令和7年東京都人事委員会勧告の主旨に沿った管理職手当の見直しに伴う人件費の増額、歳出戻入の収納について、地方税統一QRコードを導入するために財務会計システムを改修することに伴うシステム開発委託料の増額、東京都のエアコン設置緊急支援事業補助金を活用し、低所得世帯に対して、居住する住宅へのエアコン設置費用を補助することに伴う経費の計上、資格確認書の交付についての運用の見直しに伴い、対象となる被保険者数が想定よりも増加し、特定記録郵便の発送通数が増加することに伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額、（仮称）第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事について、工事受注者から稲城市工事請負契約書に規定するインフレスライド条項に基づく契約金額の変更の請求がなされたことに伴う工事請負費の増額、稲城駅南口駅前広場において、稲城駅とバスシェルター間における既存の上屋の取壊し及び新設をすることに伴う工事監理委託料及び工事請負費の計上、東京都の令和8・9年度幼児期の育ちと学びをつなぐ授業デザインモデル校に南山小学校が選定されたことによる、当該事業を実施するための報償費の計上、東京都の笑顔と学びの体験活動プロジェクト子供企画型補助金を活用し、稲城第三小学校及び稲城第七小学校において笑顔と学びの体験活動プロジェクトを実施することに伴う経費の計上、令和8年度に創設された国の給食費負担軽減交付金が、就学援助受給者及び就学奨励受給者について、小学校に限り対象となることに伴う小学校準要保護児童就学援助費及び小学校特別支援学級費の減額並びに稲城市学校給食費保護者負担分補助金の増額等を行うものです。</p>				補正前の予算総額	47,761,000	補正額	203,729	補正後の予算総額	47,964,729
補正前の予算総額	47,761,000								
補正額	203,729								
補正後の予算総額	47,964,729								

また、債務負担行為の補正として、（仮称）第三小学校学童クラブ建設工事及び稲城第三小学校校舎建替工事に係る経費について債務負担行為の追加をするものです。

さらに、地方債の補正として、財務会計システム改修事業債の計上並びに（仮称）第三小学校学童クラブ建設事業債、市道整備等事業債及び第三小学校校舎建替事業債の増額を行うものです。

第33号議案

令和 8 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和 8 年 度

東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,685,793千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 12 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		1,133,501	1,028	1,134,529
	1 繰入金	1,133,501	1,028	1,134,529
歳入合計		2,684,765	1,028	2,685,793

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		12,709	1,028	13,737
	1 総務管理費	3,945	1,028	4,973
歳出合計		2,684,765	1,028	2,685,793

歲入歲出予算事項別明細書

歳 入

第3款 繰入金 (補正額 1,028 千円)

(単位: 千円)

項	科 目	補正前の額	補正額	計	節	
					区 分	金 額
1	繰入金	1,133,501	1,028	1,134,529		
	1 一般会計繰入金	1,133,501	1,028	1,134,529		
					1 一般会計繰入金	1,028
	計	1,133,501	1,028	1,134,529		

説 明	
(保険年金課)	1,028
事務費繰入金	1,028

第3款 繰入金

議案概要説明書

議案番号	第33号	担当課	市民部保険年金課						
件名	令和8年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）								
<p>【概要】</p> <p style="text-align: right;">（特に表示がないときは単位 千円）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正前の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,684,765</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正額</td> <td style="text-align: right;">1,028</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 20px;">補正後の予算総額</td> <td style="text-align: right;">2,685,793</td> </tr> </table> <p>（補正の概要）</p> <p>今回の補正は、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進めるため、年齢やマイナ保険証の利用実績に応じて資格確認書等を発行する運用に伴う総務管理費の増額等を行うものです。</p> <p>歳入では繰入金を増額し、歳出では総務費を増額するものです。</p>				補正前の予算総額	2,684,765	補正額	1,028	補正後の予算総額	2,685,793
補正前の予算総額	2,684,765								
補正額	1,028								
補正後の予算総額	2,685,793								

第34号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
笹久保 栄人	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第35号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
嘉山 広子	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第36号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
佐脇 博吏	稲城市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

第37号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
小宮 尚幸	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第38号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
上原 徳和	稲城市 ██████████	██████████

第39号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
金井 司	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第40号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
加藤 明	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第41号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
松本 一宏	稲城市 ██████████	██████████

第42号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
石井 茂樹	稲城市 ████████████████████	██████████

第43号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
高橋 一朗	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第44号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
長瀬 耕一	稲城市 [REDACTED]	[REDACTED]

第45号議案

稲城市農業委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

稲城市農業委員会委員の任期が令和8年7月19日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、本案を提出する。

稲城市農業委員会委員の任命について

次の者を稲城市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
川 村 あ や	稲城市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]

第46号議案

土地の取得について（多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1）

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1について、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条の規定に基づく土地の買入れを行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

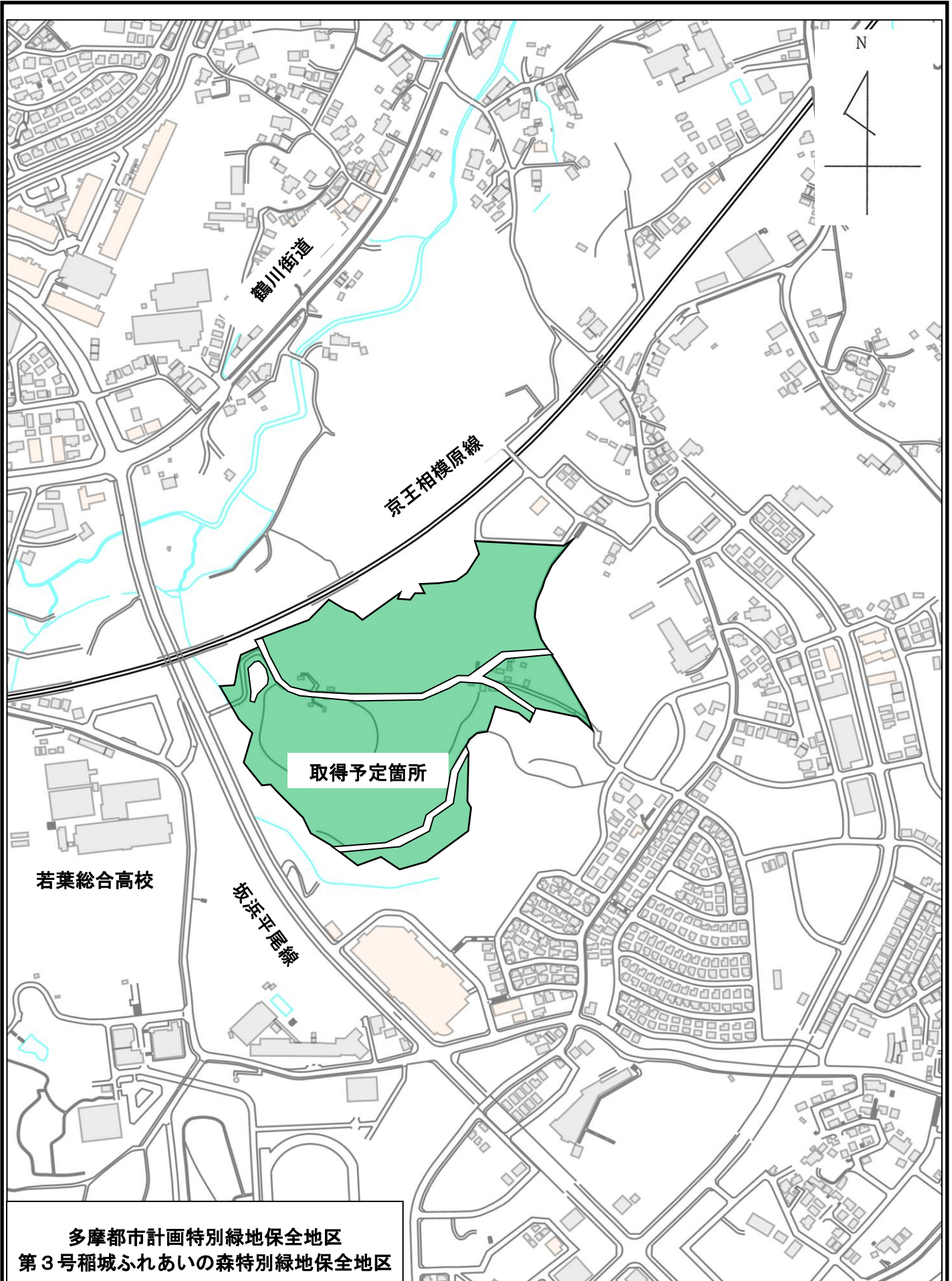
土地の取得について（多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1）

次のとおり土地を取得する。

- 1 取得の目的 多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1を取得する。
なお、当該土地については、平成24年11月29日に所有者より稲城市が寄附を受け、稲城市が2分の1の持分を所有しているため、残る持分を取得する。
- 2 土地の所在 稲城市坂浜四丁目40番7、同番8、同番9、同番10、同番15、同番16、同番31、同番32、同番34、同番35及び同番36
- 3 土地の種類及び面積
多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の山林
実測面積 61,230.88平方メートル
- 4 予定価格 総額247,985,064円（1平方メートル当たり4,050円）のうち、持分2分の1を乗じた価格である123,992,532円

議案概要説明書

議案番号	第46号	担当課	都市建設部土木課
件名	土地の取得について（多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1）		
【概要】 <p>本案は、多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1について、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条の規定に基づく土地の買入れを行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> 【取得の目的】 <p>多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の土地の持分2分の1を取得するものです。</p> <p>なお、当該土地については、平成24年11月29日に所有者より稲城市が寄附を受け、稲城市が2分の1の持分を所有しているため、残る持分を取得するものです。</p> 【取得する土地の内容】 <ol style="list-style-type: none">1 所在 稲城市坂浜四丁目40番7、同番8、同番9、同番10、同番15、同番16、同番31、同番32、同番34、同番35及び同番362 種類及び面積 多摩都市計画特別緑地保全地区第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区内の山林 実測面積 61,230.88平方メートル3 予定価格 総額247,985,064円（1平方メートル当たり4,050円）のうち、持分2分の1を乗じた価格である123,992,532円			

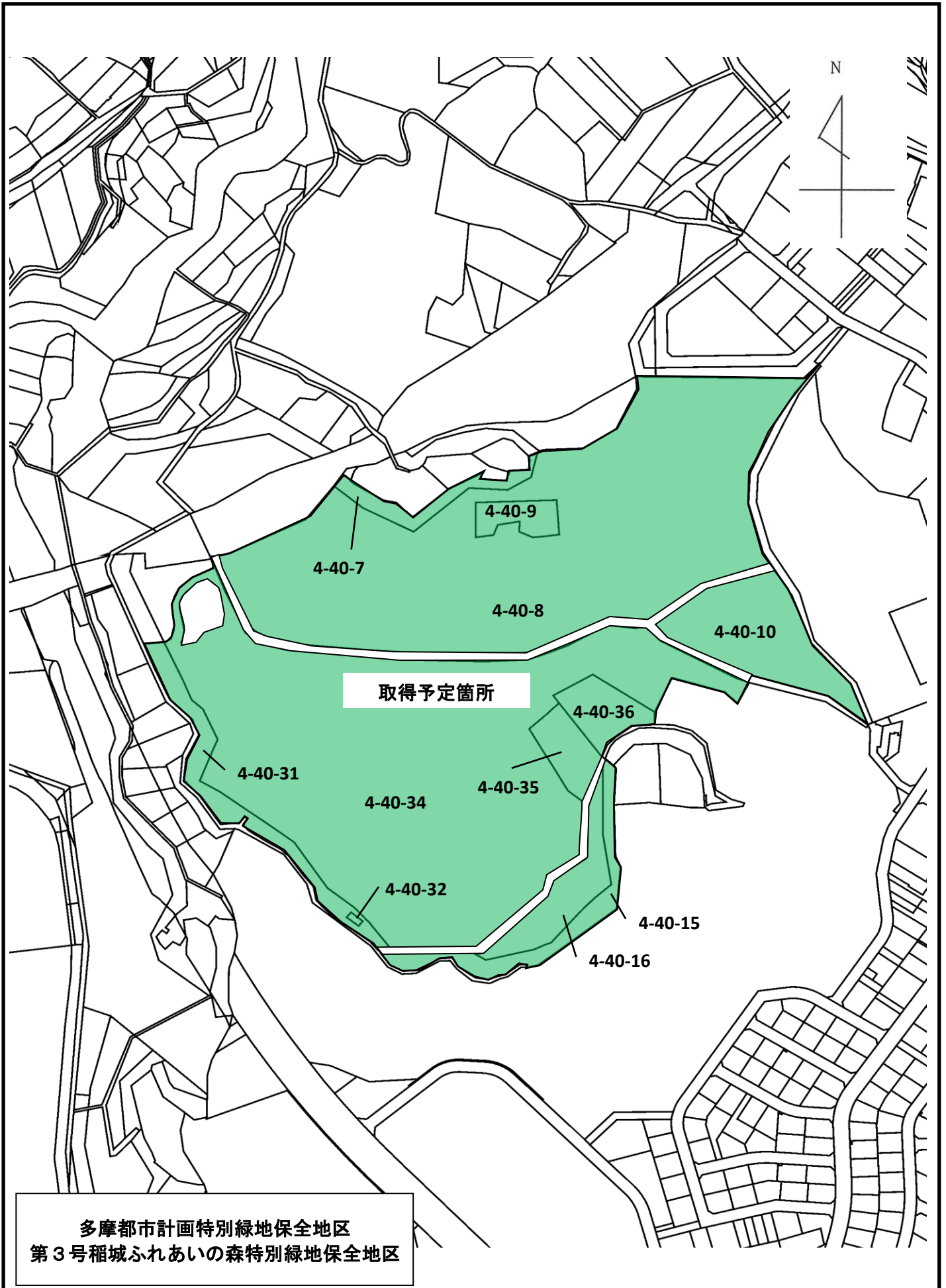


多摩都市計画特別緑地保全地区
第3号稲城ふれあいの森特別緑地保全地区

位置図



公 図 写



第47号議案

消防緊急通信指令設備の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

消防緊急通信指令設備を更新整備のため買入れることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

消防緊急通信指令設備の買入れについて

次のとおり消防緊急通信指令設備を買い入れる。

- 1 買入れの目的 消防緊急通信指令設備を更新整備するため
- 2 種類及び数量 消防緊急通信指令設備 1式
- 3 買入れの金額 1億9,360万円
- 4 買入れの相手方 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号
名称 株式会社ゼネラル
代表者又は代理人 情報通信ネットワーク営業部
部長 堀下 裕司

議案概要説明書

議案番号	第47号	担当課	総務部総務契約課、消防本部消防総務課
件名	消防緊急通信指令設備の買入れについて		
【概要】 <p>本案は、消防緊急通信指令設備を更新整備のため買入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> 【取得する財産の内容】 <ol style="list-style-type: none">1 種類及び数量 消防緊急通信指令設備 1式2 基本仕様<p>各種消防業務を円滑かつ迅速に遂行するため、的確な出場指令と効率的な災害活動を行うための各種支援情報を提供し、消防力を最大限に発揮させることを基本として構築します。また、各種災害に係る受付指令業務、無線交信等を効率良く行うため、高機能の通信機器及び情報機器により構成し、それらを総合的かつ有機的に連携させます。主に次の機能を有します。</p><ol style="list-style-type: none">(1) 指令装置<p>119番緊急通報の受付指令業務が効率的に行えるものであり、自動出動指定装置、地図等検索装置、長時間録音装置、非常用指令設備、指令制御装置等をもって構成します。</p>(2) 表示盤<p>受付指令業務に必要な車両運用状況、気象観測情報等を表示するものであり、車両運用表示盤、支援情報表示盤等をもって構成します。</p>(3) 指令電送装置<p>自動出動指定装置からの出動指令情報及び地図等検索装置からの災害地点周辺地図を電送するための装置です。消防団詰所及び消防団員、非番の消防職員、一般市民等に自動出動指定装置の指令操作と連動して自動的に指令メッセージを送信します。</p>(4) 気象情報収集装置<p>気象情報を自動観測し、表示及び記録を行うものです。</p>			

(5) 音声合成装置

自動出動指定装置と接続し、災害種別、災害地点、出場車両等の情報を自動的に編集し、指令及び案内メッセージの音声合成ができるもので、災害状況等自動案内装置と連動して指令放送を行います。

(6) 統合型位置情報通知装置

固定電話、携帯電話等からの119番通報において通報者の位置情報の特定を行うものです。

(7) 消防OAシステム

119番通報の受付情報、出場指令、災害活動記録、救急活動記録、各種報告書や統計資料の作成を行うものです。

【契約の経過】

1 契約方法 随意契約

2 特命理由 株式会社ゼネラルは、既存の消防デジタル無線設備等と連動した通信指令設備に追加の改修等を行わず、互換性を確保して接続させることができる機器を販売する唯一の業者であることから、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定により、同社との特命随意契約とするものです。

3 予定価格 1億9,468万4,710円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 見積日 令和8年4月28日

5 決定者 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号

名称 株式会社ゼネラル

代表者又は代理人 情報通信ネットワーク営業部 部長 堀下 裕司

6 契約金額 1億9,360万円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

7 仮契約日 令和8年4月28日

8 納期限 令和9年3月31日

見積経過調書及び見積結果

見 積 日 令和8年4月28日

見積場所 電子入札サービス

件 名	消防緊急通信指令設備購入		
事 業 者 名	株式会社ゼネラル		
第1回目見積	第2回目見積	第3回目見積	備 考
176,000,000円	円	円	決 定
見 積 結 果	<p>見積金額 176,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）</p> <p>契約金額 193,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）</p> <p>決 定 者 所在地 神奈川県川崎市高津区末長三丁目3番17号</p> <p>名称 株式会社ゼネラル</p> <p>代表者又は代理人 情報通信ネットワーク営業部 部長 堀下 裕司</p>		
納 期	契約確定の日から令和9年3月31日まで		

第48号議案

高規格救急自動車の買入れについて

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

高規格救急自動車を更新整備のため買い入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、本案を提出する。

高規格救急自動車の買入れについて

次のとおり高規格救急自動車を買入れる。

- 1 買入れの目的 高規格救急自動車を更新整備するため
- 2 種類及び数量 高規格救急自動車 1台
- 3 買入れの金額 2,145万9,200円
- 4 買入れの相手方 所在地 東京都港区芝浦四丁目13番23号
名称 トヨタモビリティ東京株式会社
代表者又は代理人 首都圏法人営業部 部長 宮崎 英輔

議案概要説明書

議案番号	第48号	担当課	総務部総務契約課、消防本部消防総務課
件名	高規格救急自動車の買入れについて		
【概要】 <p>本案は、高規格救急自動車を更新整備のため買入れることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			
【取得する財産の内容】			
1 種類及び数量 高規格救急自動車 1台			
2 基本仕様			
(1) 寸法 全長5,600mm以下、全幅1,895mm以下 傷病者室内長4,405mm以上、傷病者室内幅1,660mm以上、 傷病者室内高1,850mm以上			
(2) 駆動方式 四輪駆動方式(フルタイム4WD)			
(3) 最小回転半径 6,100mm以下			
(4) 変速装置 6速オートマチックトランスミッション			
(5) 定員 7名			
(6) 安全装置 衝突軽減ブレーキ、車線はみ出しアラート、自動ハイビーム、 後退時全周囲監視装置、横滑り抑制機能、ドライブレコーダー			
3 その他仕様			
(1) 搬送用装備のメインストレッチャーはスカッドメイトモデル9304とする。			
(2) 酸素吸入装置用10リットルボンベ2本の収納庫を設け、減圧弁が室内から容易に操作できる構造とする。			
(3) 傷病者室内には高度救命処置用資機材として購入する気道確保用資機材、酸素吸入器、患者監視装置一体型除細動器及び自動式心マッサージ器を取り付けられるものとする。			
【入札及び契約の経過等】			
稲城市の物品等登録業者名簿に登載されている事業者から、実績等を考慮の上で専			

門業者2者を選定し、令和8年4月28日に指名競争入札を実施しました。

その結果、トヨタモビリティ東京株式会社が消費税及び地方消費税相当額を含め2,145万9,200円で落札したことから、仮契約を締結しました。

なお、納期限は令和9年3月31日です。

入札経過調書及び入札結果

開 札 日 令和8年4月28日

入札場所 電子入札サービス

件 名	高規格救急自動車購入		
No.	指 名 業 者	第 1 回 目 入 札	備 考
1	トヨタモビリティ東京株式会社	21,459,200円	落札
2	日産自動車販売株式会社	辞退	
入 札 結 果	入札書記載金額 21,459,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 契 約 金 額 21,459,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。） 落 札 者 所在地 東京都港区芝浦四丁目13番23号 名 称 トヨタモビリティ東京株式会社 代表者又は代理人 首都圏法人営業部 部長 宮崎 英輔		
納 期	契約確定の日から令和9年3月31日まで		

第49号議案

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（電気）請負契約の変更について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

（提案理由）

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（電気）請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ
建設工事（電気）請負契約の変更について

稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設
工事（電気）請負契約について、次のとおり契約内容を変更する。

1	変更の内容	契約金額	変更前	605,000,000円
			増 減	13,651,000円
			変更後	618,651,000円

2 変更の理由 受変電設備の環境対策基準の改定に伴い、工事費の増額が必要と
なったことから、契約金額を変更する。

議案概要説明書

議案番号	第49号	担当課	総務部総務契約課、子ども福祉部児童青少年課、教育部教育総務課									
件名	稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約の変更について											
<p>【概要】</p> <p>本案は、稲城市立稲城第三小学校校舎建替及び（仮称）稲城市第三小学校学童クラブ建設工事（電気）請負契約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものです。</p> <p>【変更の内容】</p> <table style="margin-left: 40px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">契約金額</td> <td style="padding-right: 10px;">変更前</td> <td>605,000,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>増減</td> <td>13,651,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>変更後</td> <td>618,651,000円</td> </tr> </table> <p>【変更の理由】</p> <p>受変電設備の環境対策基準の改定に伴い、工事費の増額が必要となったことから、契約金額を変更するものです。</p> <p>【原契約の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約の相手方 所在地 東京都港区浜松町一丁目18番16号 名称 四電工・北山建設共同企業体 代表者又は代理人 株式会社四電工 東京本部 常務執行役員東京本部長 三好 憲吾 2 契約日 令和7年9月26日 3 工期 令和7年9月29日から令和9年8月27日まで 				契約金額	変更前	605,000,000円		増減	13,651,000円		変更後	618,651,000円
契約金額	変更前	605,000,000円										
	増減	13,651,000円										
	変更後	618,651,000円										

第50号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩



専 決 処 分 書

稲城市市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

稲城市長 高 橋 勝 浩

稲城市市税条例の一部を改正する条例

稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第86条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第3項中「使用者については」を「使用者にあつては」に、「施行規則第33号の4の2様式」

を「施行規則第33号の4様式」に、「申告書、」を「申告書並びに」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「第3項」を「第4項」に改める。

第90条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3を削る。

付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第7条の5第1項及び付則第7条の8中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改める。

付則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を削る。

付則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項と

し、同条第15項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とする。

付則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

付則第15条の2から第15条の6までを削る。

付則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8

年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

付則第16条の3第3項第2号、付則第16条の4第3項第2号及び付則第17条第3項第2号中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第18条第5項第2号、付則第18条の2第2項第2号及び付則第18条の3第2項第2号中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第18条の3の2第2項第2号及び同条第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第18条の3の3第2項第2号及び同条第5項第2号中「、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第19条の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

付則第28条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27

項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の稲城市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、

令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成30年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間に旧法附則第15条の11第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年稲城市条例第24号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 条中「の種別割」を削る。

議案概要説明書

議案番号	第50号	担当課	市民部課税課
件名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市市税条例の一部を改正する条例）		
<p>【概要】</p> <p>本案は、稲城市市税条例の一部を改正する条例（令和8年稲城市条例第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>【専決処分の経過】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、同日までに、稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の関係規定を改正する必要があることから、稲城市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。</p> <p>【改正内容】</p> <p>○ 第18条の3（納税証明事項）、第82条（種別割の税率）、第83条（種別割の賦課期日及び納期）、第85条（種別割の徴収の方法）、第86条（種別割の証紙徴収の方法）、第88条（種別割に係る不申告等に関する過料）、第89条（種別割の減免）及び第90条の2（種別割の課税免除）</p> <p style="padding-left: 2em;">軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、種別割を軽自動車税とします。</p> <p>○ 第19条（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）、第80条（軽自動車税の納税義務者等）、第81条（軽自動車税のみならず課税）、第87条（種別割に関する申告又は報告）、第90条（身体障害者等に対する種別割の減免）、第91条（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）、付則第16条（軽自動車税の種別割の税率の特例）及び付則第16条の2（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p> <p style="padding-left: 2em;">軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、規定を整備します。</p> <p>○ 第81条の3（環境性能割の課税標準）、第81条の4（環境性能割の税率）、第81条の5（環境性能割の徴収の方法）、第81条の6（環境性能割の申告納付）、第81</p>			

条の 7（環境性能割に係る不申告等に関する過料）、第81条の 8（環境性能割の減免）、付則第15条の 2（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）、付則第15条の 3（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）、付則第15条の 4（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）、付則第15条の 5（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）及び付則第15条の 6（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

軽自動車税の環境性能割の廃止に伴い、不要となる規定を削除します。

○ 第33条（所得割の課税標準）

所得割の納税義務者が自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が 3%以上となる内国法人から支払いを受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で配当割の対象とすることに伴い、規定を整備します。

○ 付則第 7 条の 3（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

地方税法における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）に係る規定の整備に伴い、規定を削除します。

○ 付則第 7 条の 3 の 2

付則第 7 条の 3 の削除に伴い、条を繰り上げるとともに、規定を整備します。

○ 付則第 7 条の 5（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）、付則第 7 条の 8（令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除）、付則第 16 条の 3（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）、付則第 16 条の 4（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）、付則第 17 条（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）、付則第 18 条（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）、付則第 18 条の 2（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）、付則第 18 条の 3（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）、付則第 18 条の 3 の 2（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）及び付則第 18 条の 3 の 3（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

付則第 7 条の 3 の削除及び付則第 7 条の 3 の 2 の繰上げに伴い、引用条項を整理します。

○ 付則第 8 条（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例）

肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の適用期限を延長すると

ともに、付則第7条の3の削除及び付則第7条の3の2の繰り上げに伴い、引用条項を整理します。

- 付則第10条の2（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

地方税法の改正に伴い、規定を整備します。

- 付則第10条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）及び付則第19条（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

バリアフリー改修を行った主に実演芸術の公演を行う家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額の措置について、対象となる施設を、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に規定する特別特定建築物の全般に広げたこと等に伴い、規定を整備します。

- 付則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を、令和11年度分の個人の市民税まで延長します。

- 付則第28条（読替規定）

地方税法の改正に伴い、引用条項を整理します。

【施行期日等】

この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、経過措置について規定するとともに、稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年稲城市条例第24号）の一部を改正します。

稲城市市税条例の新旧対照表

新	旧
<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第142条の4第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ……(略)</p> <p>(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) ……(略)</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第139条第1項又は第142条の4第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ……(略)</p> <p>(2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) ……(略)</p>

(所得割の課税標準)

第33条 …… (略)

2 …… (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（次項及び第34条の9において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 …… (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

(所得割の課税標準)

第33条 …… (略)

2 …… (略)

3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。

4～6 …… (略)

(軽自動車税の納税義務者等)

第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に

規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（環境性能割の申告納付）

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円

(軽自動車税の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) …… (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第83条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 …… (略)

(軽自動車税の徴収の方法)

第85条 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。ただし、賦課期日後に第91条第1項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税の証紙徴収の方法)

第86条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する軽自動車税の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第1項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第87条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15

以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)～(3) …… (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

3 …… (略)

(種別割の徴収の方法)

第85条 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。ただし、賦課期日後に第91条第1項の規定による標識を交付する場合には、証紙徴収の方法によって徴収する。

(種別割の証紙徴収の方法)

第86条 前条ただし書の規定により証紙徴収の方法によって徴収する種別割の納税者は、当該標識の交付を受ける際、規則で定めるところにより、次条第1項の申告書に納税証紙を貼らなければならない。ただし、当該納税者が納税証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、当該申告書に納税済印を押すことにより納税証紙に代えるものとする。

(種別割に関する申告又は報告)

第87条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日

日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 …… (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 …… (略)

2・3 …… (略)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自

内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 …… (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 …… (略)

2・3 …… (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別

動車税を減免する。

(1)・(2) …… (略)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

3 …… (略)

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

6 軽自動車等の所有者等が前年度において第1項の規定により減免を受けた同項第1号又は第2号に掲げるものについて、その翌年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第4項に規定する第89条第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第4項に規定する申請書の提出があつた

割を減免する。

(1)・(2) …… (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

3 …… (略)

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

6 軽自動車等の所有者等が前年度において第1項の規定により減免を受けた同項第1号又は第2号に掲げるものについて、その翌年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第3項に規定する第89条第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項に規定する申請書の提出があつた

ものとみなして、第1項の規定を適用する。

(軽自動車税の課税免除)

第90条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 …… (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第2項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 …… (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 …… (略)

付 則

ものとみなして、第1項の規定を適用する。

(種別割の課税免除)

第90条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第91条 …… (略)

2 法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第81条の2又は第80条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。

3～6 …… (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 …… (略)

付 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び付則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、前条及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 …… (略)

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 …… (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第24項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、付則第5条第2項、付則第7条第1項、付則第7条の3の2第1項、付則第7条の4及び付則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。

2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。

3 …… (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 …… (略)

2 …… (略)

3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

- 5 法附則第15条第24項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。
- 8 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第24項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第24項第4号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

- 11 法附則第15条第27項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

13・14 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～6 …… (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

- 5 法附則第15条第25項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。
- 8 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 9 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。
- 10 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

11 法附則第15条第25項第4号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

12 法附則第15条第25項第4号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

13 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

14 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

16・17 …… (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 …… (略)

2～6 …… (略)

7 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) …… (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) …… (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) …… (略)

11 …… (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲

8 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

9 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) …… (略)

(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) …… (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) …… (略)

10 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) …… (略)

11 …… (略)

12 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) …… (略)

13・14 …… (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20項に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) …… (略)

げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) …… (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) …… (略)

13・14 …… (略)

15 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) …… (略)

16 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) …… (略)

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車^が法第446条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽り^{その他不正の手段}（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽り^{その他不正の手段}を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例）

第15条の3 当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」と

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

…… (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

…… (略)

あるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

…… (略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

…… (略)

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

4 …… (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 …… (略)

第16条の3 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第16条の4 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

4 …… (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 …… (略)

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) …… (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲

2 …… (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) …… (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲

渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 …… (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 …… (略)

2～4 …… (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 …… (略)

(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条 …… (略)

2～4 …… (略)

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の2 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

3・4 …… (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の2 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

3・4 …… (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7

則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の3 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

3・4 …… (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18

条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第18条の3の3 …… (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

3・4 …… (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) …… (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1

条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

6 …… (略)

(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

(4)～(6) …… (略)

(読替規定)

第28条 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3)～(5) …… (略)

6 …… (略)

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第19条 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)・(2) …… (略)

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4)～(6) …… (略)

(読替規定)

第28条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第143条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

新	旧
<p>付 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る稲城市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>付 則</p> <p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る稲城市市税条例第82条及び付則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>…… (略)</p>	<p>…… (略)</p>

第51号議案

専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩



専 決 処 分 書

稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

稲城市長 高橋勝浩

稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(稲城市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

(稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年稲城市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項各号列記以外の部分を改め、同項に3号を加える改正規定中「、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上均等割額」に改める。

第21条に1項を加える改正規定中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案概要説明書

議案番号	第51号	担当課	市民部保険年金課
件名	専決処分の承認を求めることについて（稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）		
<p>【概要】</p> <p>本案は、稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（令和8年稲城市条例第13号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により令和8年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。</p> <p>【専決処分の経過】</p> <p>地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布されたこと等に伴い、同日までに、稲城市国民健康保険運営協議会の答申に基づき稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号）の関係規定を改正する必要性が生じたことから、稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例を専決処分したものです。</p> <p>【第1条の改正内容（稲城市国民健康保険税条例の一部改正）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第2条（課税額） <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を67万円（現行66万円）に改めます。 ○ 第21条（国民健康保険税の減額） <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の均等割額を軽減する要件を、次のとおり緩和するほか、規定を整備します。 (1) 被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を5割軽減する世帯の要件（第2号関係） <ul style="list-style-type: none"> （改正前）世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が 「43万円＋<u>30万5,000円</u>×被保険者等の数」以下の世帯 （改正後）世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が 「43万円＋<u>31万円</u>×被保険者等の数」以下の世帯 (2) 被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を2割軽減する世帯の要件（第3号関係） 			

(改正前) 世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が
「43万円 + 56万円 × 被保険者等の数」以下の世帯

(改正後) 世帯全員の総所得金額及び山林所得金額の合算額が
「43万円 + 57万円 × 被保険者等の数」以下の世帯

【第2条の改正内容（稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年稲城市条例第6号）の一部改正）】

○ 第21条（国民健康保険税の減額）

文言を整理します。

【施行期日等】

この条例は、令和8年4月1日から施行します。また、付則において、適用区分について規定します。

稲城市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

○第 1 条による改正（稲城市国民健康保険税条例（昭和41年稲城市条例第175号））

新	旧
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 …… (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。</p> <p>3～5 …… (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>67万円</u>を超える場合には、<u>67万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>31万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ …… (略)</p> <p>(3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 …… (略)</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。</p> <p>3～5 …… (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第 5 項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) …… (略)</p> <p>(2) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき<u>30万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～オ …… (略)</p> <p>(3) 法第703条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属</p>

<p>者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>57万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) …… (略)</p> <p>4 …… (略)</p>	<p>者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>56万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～オ …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2)～(9) …… (略)</p> <p>4 …… (略)</p>
--	--

○ 第2条による改正(稲城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和8年稲城市条例第6号))

新	旧
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 …… (略)</p> <p>2 …… (略)</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「<u>出産被保険者</u>」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p>

に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(9) …… (略)

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上均等割額)は、当該所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(9) …… (略)

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第52号議案

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業地内・1路線）

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

（提案理由）

稲城南山東部土地区画整理事業地内に築造する道路（歩道橋）を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業地内・1路線）

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次の路線を稲城市道路線に認定する。

路線名	起 点	終 点
市道矢野口2214号線	矢野口3200番1地先	矢野口3228番地先

議案概要説明書

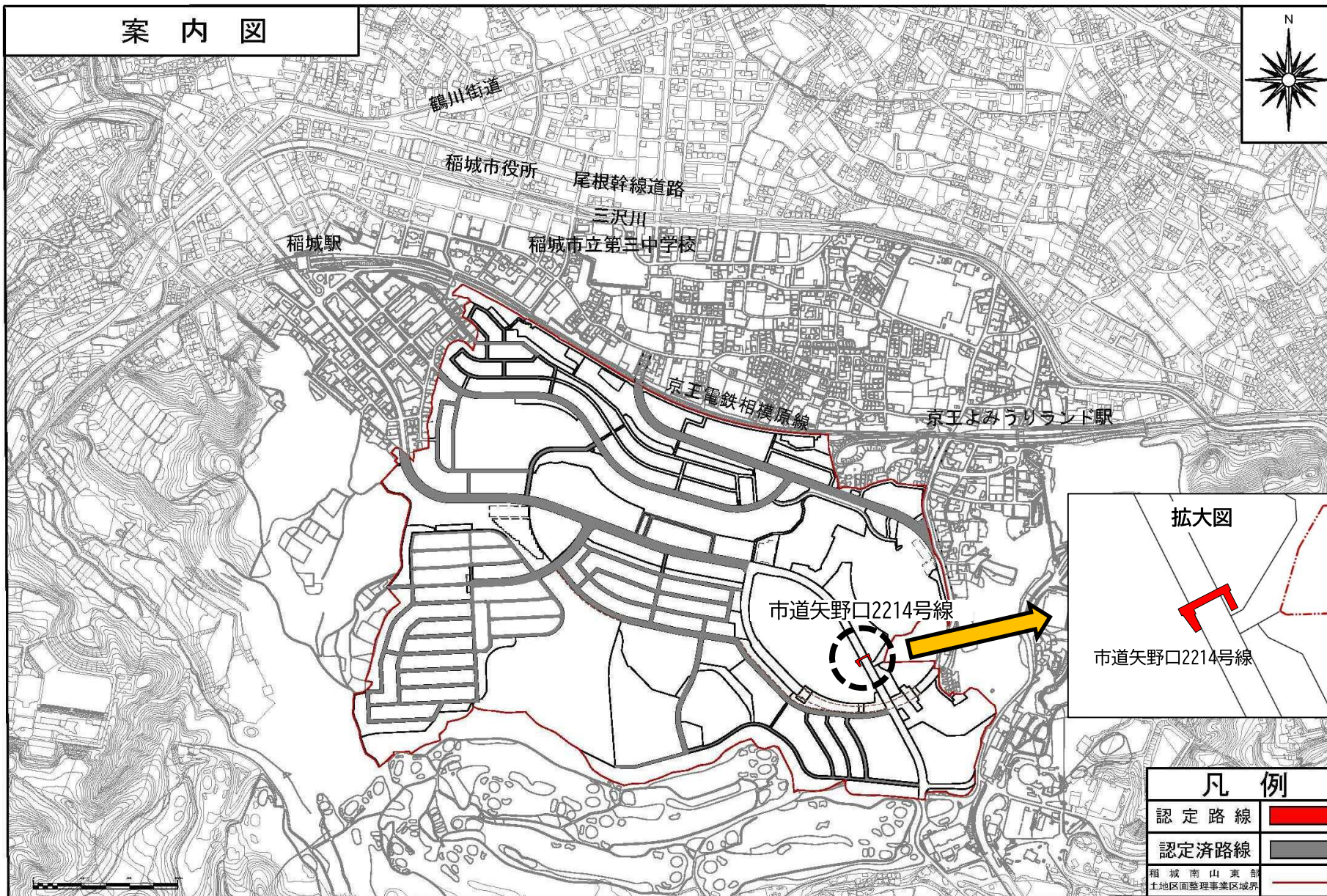
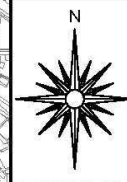
議案番号	第52号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の認定について（稲城南山東部土地区画整理事業地内・1路線）		
<p>【概要】</p> <p>本案は、稲城南山東部土地区画整理事業地内に築造する道路（歩道橋）を稲城市道路線に認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。</p>			

路 線 一 覧 表

認定路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道矢野口 2214 号線	矢野口 3200 番 1 地先	矢野口 3228 番地先	31.58	4.00～ 15.02

案内図

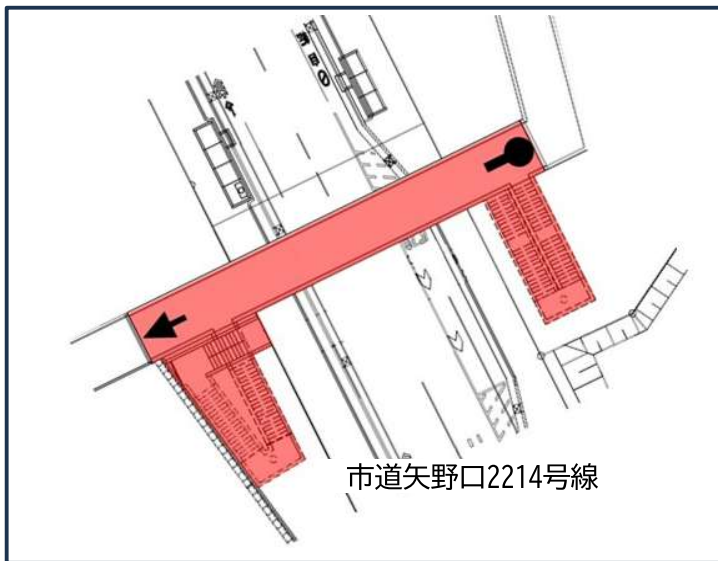


凡例	
認定路線	
認定済路線	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

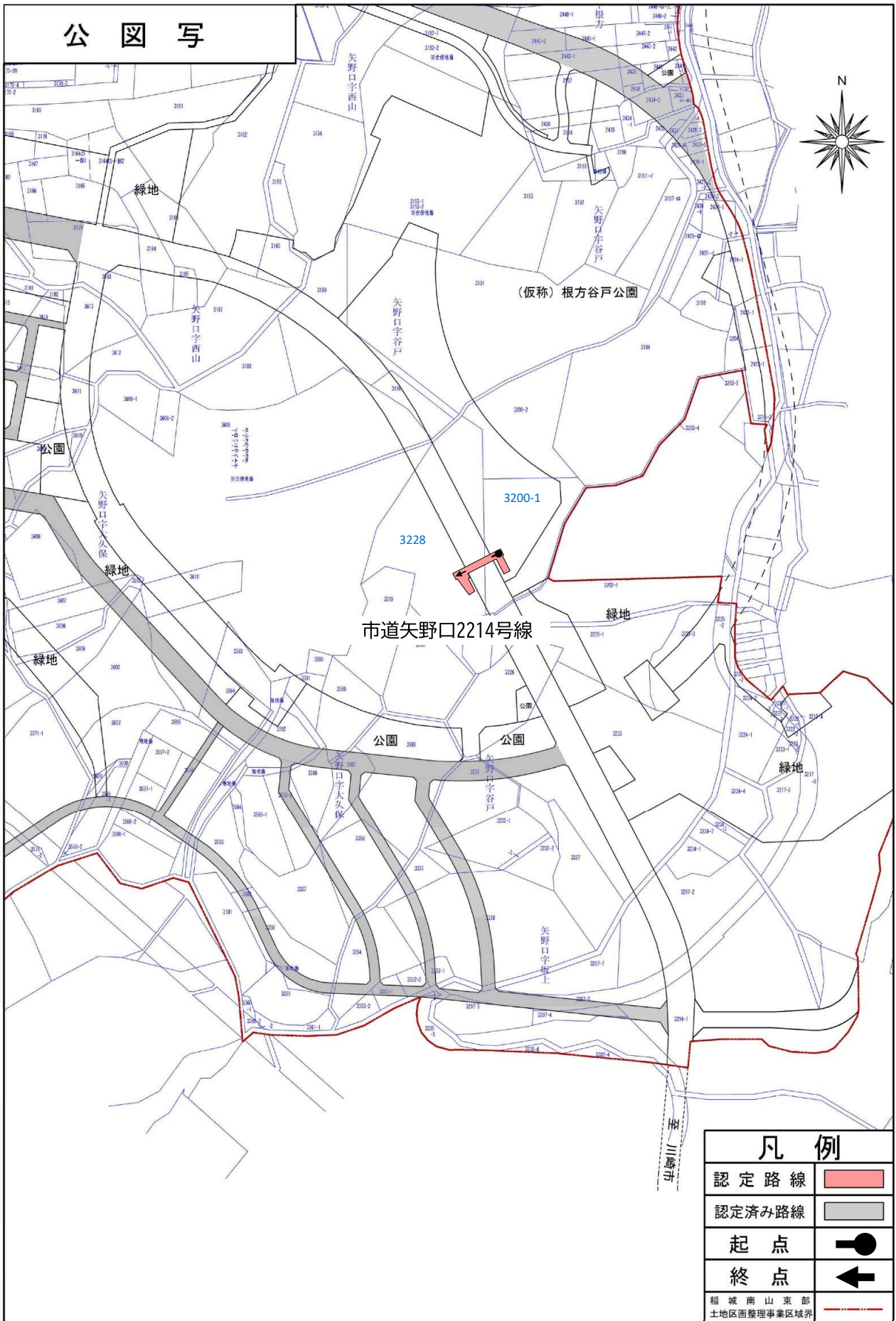
位置図



拡大図



凡 例	
認定路線	
認定済み路線	
起点	
終点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	



凡 例	
認定路線	
認定済み路線	
起 点	
終 点	
稲城南山東部 土地区画整理事業区域界	

第53号議案

稲城市道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

令和8年6月12日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道826号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の稲城市道路線を廃止する。

路線名	起 点	終 点
市道826号線	若葉台一丁目15番11地先	若葉台一丁目16番3地先

議案概要説明書

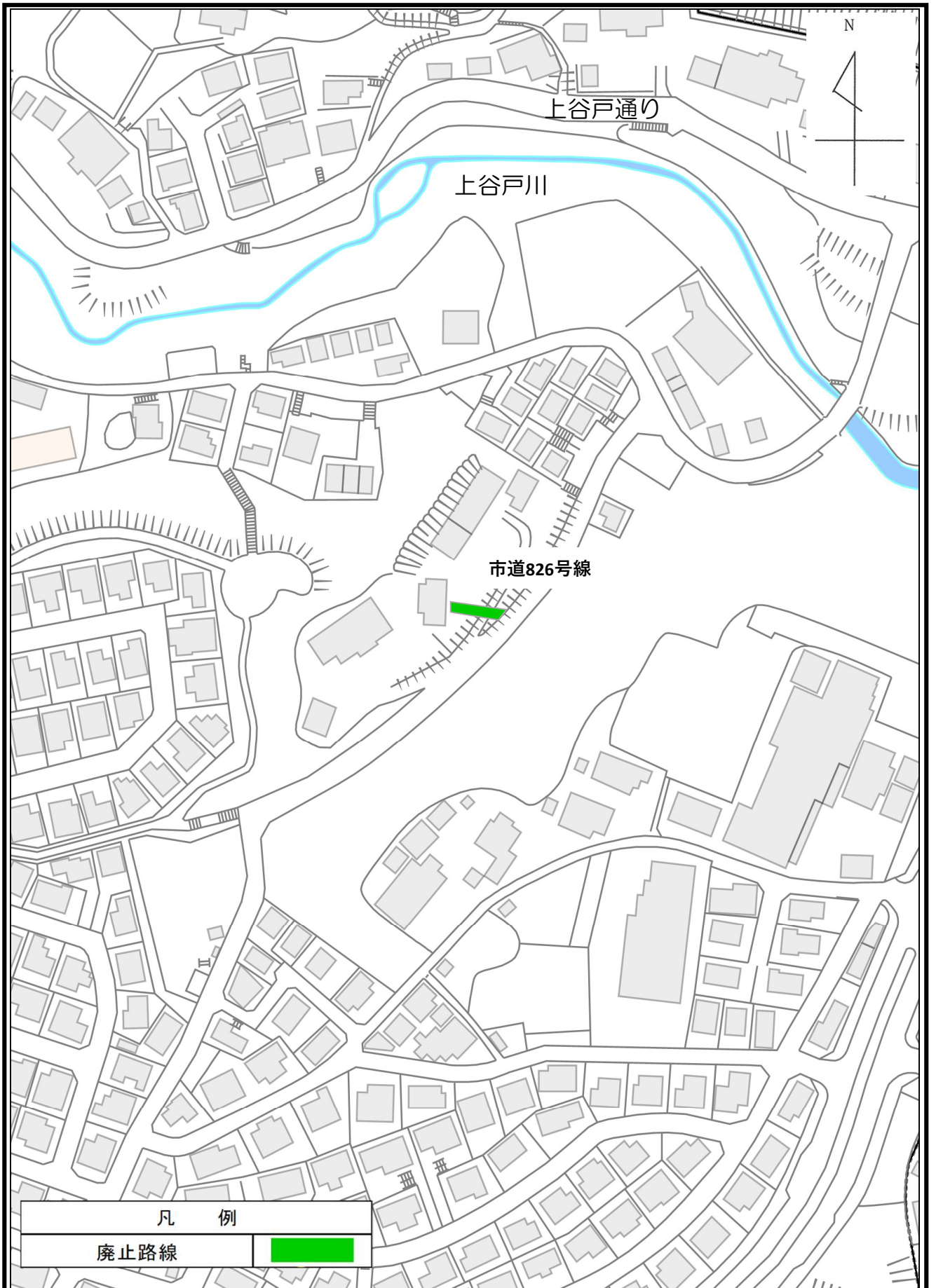
議案番号	第53号	担当課	都市建設部管理課
件名	稲城市道路線の廃止について		
【概要】 本案は、道路としての機能が消滅し、一般交通の用に供する必要がなくなった市道826号線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。			

路 線 一 覽 表

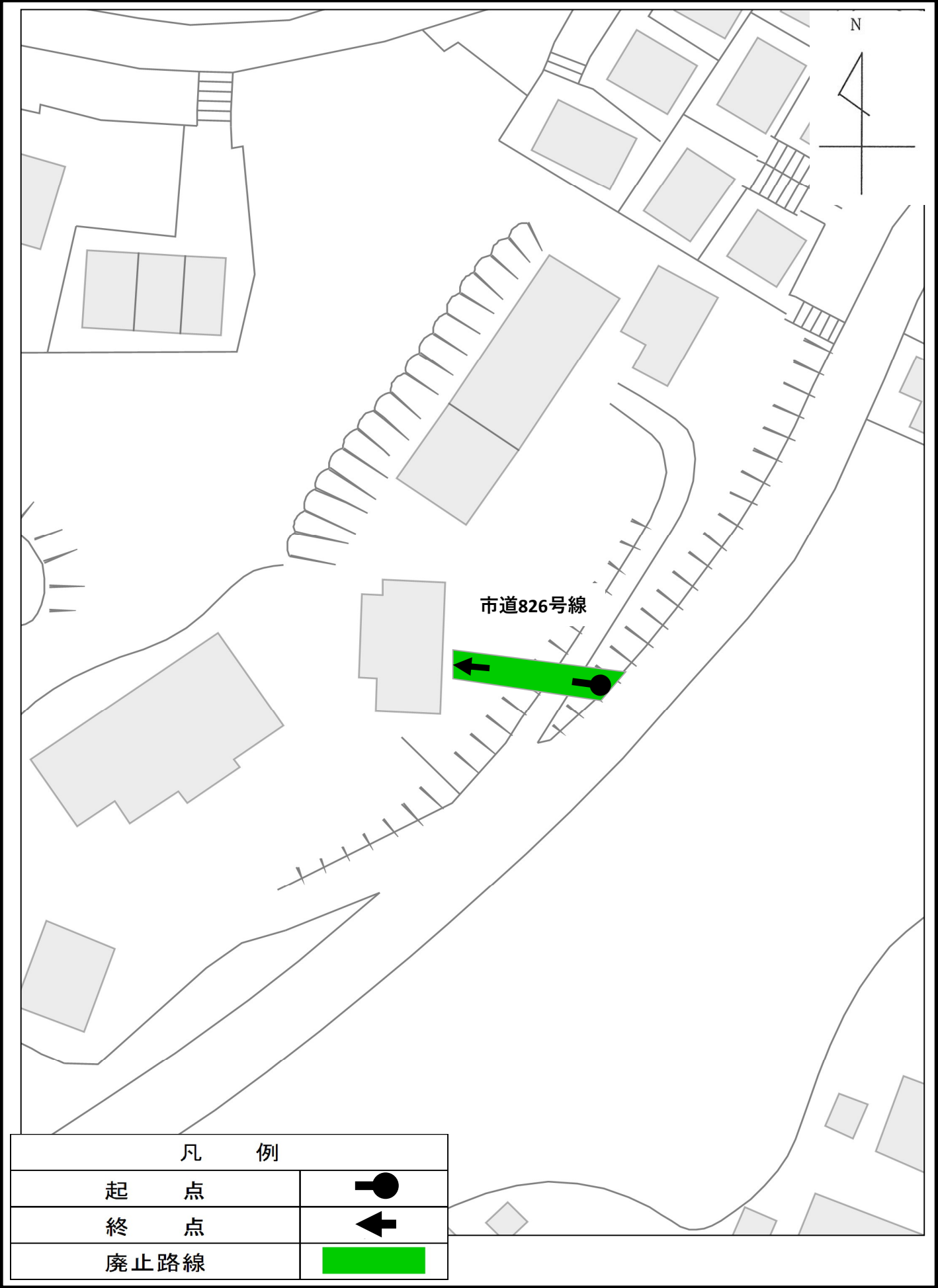
廃止路線

路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
市道826号線	若葉台一丁目 15 番 11 地先	若葉台一丁目 16 番 3 地先	17.78	2.42

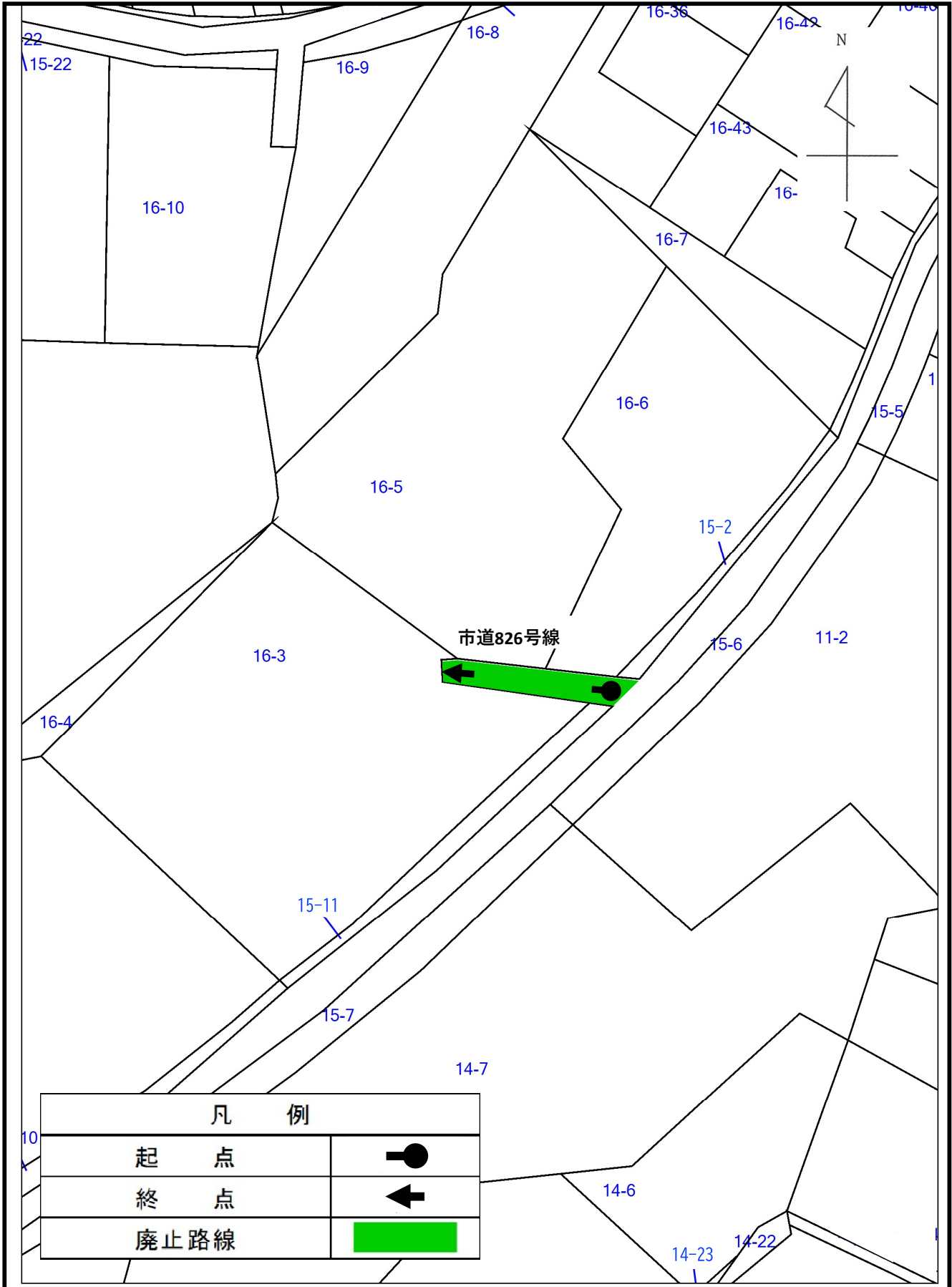
案内図



位置図



公 図 写



凡 例	
起 点	●
終 点	←
廃止路線	■